指定地域密着型通所介護事業所

恵泉会デイサービスセンター ほんわか

(1) 介護給付対象の基本利用料について

(令和3年4月1日より改定)

下記の利用料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払いいただきます。

(デイサービスセンター利用時間が7時間以上~8時間未満の場合)

基本料金

○1割負担

要介護区分	金 額	保険給付額	利用者負担額
要介護 1	7,500円	6,750円	750円
要介護 2	8,870円	7,983円	887円
要介護 3	10,280円	9,252円	1,028円
要介護 4	11,680円	10,512円	1,168円
要介護 5	13,080円	11,772円	1,308円

○2割負担

要介護区分	金額	保険給付額	利用者負担額
要介護 1	7,500円	6,000円	1,500円
要介護 2	8,870円	7,096円	1,774円
要介護 3	10,280円	8,224円	2,056円
要介護 4	11,680円	9, 344円	2, 336円
要介護 5	13,080円	10,464円	2,616円

○3割負担

要介護区分	金額	保険給付額	利用者負担額
要介護 1	7,500円	5,250円	2,250円
要介護 2	8,870円	6,209円	2,661円
要介護 3	10,280円	7,196円	3,084円
要介護 4	11,680円	8, 176円	3, 504円
要介護 5	13,080円	9, 156円	3, 924円

(2) 介護給付の加算料金について

加算サービスは利用者の希望により担当介護支援専門員の介護サービス計画書をもとに通所介護計画書を作成しサービスを実施致します。

①サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(全員対象、1回につき加算となります) 利用者に直接提供する職員のうち、介護福祉士の資格を持つ職員が4割以上配置されている 場合に加算されます。

負 担 割 合	配置割合	金額	保険給付額	利用者負担額
1割負担	4割以上	6 0 円	5 4 円	6 円
2割負担	4割以上	60円	48円	12円
3割負担	4割以上	6 0 円	42円	18円

②入浴介助加算(I)(入浴サービスを利用毎に40単位)

入浴サービスを利用した際に、特別入浴(機械浴)・普通入浴とも同一加算額となります。

負 担 割 合	金額	保険給付額	利用者負担額
1割負担	400円	360円	40円
2割負担	400円	320円	80円
3割負担	400円	280円	120円

入浴介助加算(Ⅱ)(入浴サービスを利用毎に55単位)

利用者が自宅において、自身又は家族の介助によって入浴を行う事ができるよう、関係職種間で利用者個々の身体状況と利用者宅の浴室環境を訪問により把握し、個別の入浴計画書を作成し計画書に基づいた入浴サービス(入浴介助)を行った場合に加算されます。

負 担 割 合	金額	保険給付額	利用者負担額
1割負担	550円	495円	5 5 円
2割負担	550円	440円	110円
3割負担	550円	385円	165円

③個別機能訓練加算(I)口 85単位/回

機能訓練指導員(理学療法士等)を1名以上配置し、生活機能向上を目的とした項目を準備し、利用者毎の心身の状況に応じて個別機能訓練計画を作成し、適切な訓練を行った場合に加算されます。

実施日については月曜日から土曜日

(機能訓練指導員が出勤しない曜日については加算されません)。

個別機能訓練加算 (Ⅱ) 20単位/月加算 (Ⅰ) 口に上乗せして算定個別機能訓練加算 (Ⅰ) 口に加えて、自立支援・重度化防止を目的として個別機能訓練計画等の内容を厚生 労働省に提出し、フィードバックを受けていること。

負 担 割 合	金額	保険給付額	利用者負担額
1割負担	850円	765円	8 5 円
2割負担	850円	680円	170円
3割負担	850円	595円	255円

④中重度者ケア体制加算(45単位/1日につき)

利用者総数のうち、要介護3以上の利用者が100分の30以上越えていること、サービス提供時間帯を通じて専従の看護師を配置し、人員基準で求められている介護職員または看護職員の員数にに加えて、常勤換算で2以上を確保している体制により加算されます。

負 担 割 合	金額	保険給付額	利用者負担額
1割負担	450円	405円	45円
2割負担	450円	360円	90円
3割負担	450円	3 1 5 円	135円

⑤ADL維持等加算(I)30単位/月

自立支援・重度化防止に繋がるサービスの提供を事業所へ促すインセンティブとして評価期間の中でADLの維持または改善の度合いが一定の水準を超えている事業所が評価され次年度の介護報酬に加算されます。

- イ 利用者(評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。
- ロ 利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、BarthelIndeXを適

切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。

ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。

負担割合	金額	保険給付額	利用者負担額
		P14124/14 14 194	1 1/11 日 2/11 日
1割負担	300円	270円	30円
2割負担	300円	240円	6 0 円
3割負担	300円	210円	90円

⑥ADL維持等加算(Ⅱ)60単位/月

- 1) ADL維持加算(I) のイとロの要件を満たすこと。
- 2) 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。

負 担 割 合	金額	保険給付額	利用者負担額
1割負担	600円	5 4 0 円	60円
2割負担	600円	480円	120円
3割負担	600円	420円	180円

⑦口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) 5単位/回

当該事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

負担割合	金額	保険給付額	利用者負担額
1割負担	5 0 円	45円	5 円
2割負担	50円	40円	10円
3割負担	5 0 円	35円	15円

⑧科学的介護推進体制加算 40単位/月

介護サービスの質の評価と科学的介護の取組により、介護サービスの質の向上を図る観点から、利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身の状況に係る 基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

負 担 割 合	金額	保険給付額	利用者負担額
1割負担	400円	360円	40円
2割負担	400円	320円	80円
3割負担	400円	280円	120円

⑨認知症専門ケア加算(I) 3単位/日

- ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上。
- ・認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施。
- ・当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る

会議を定期的に開催。

負 担 割 合	金額	保険給付額	利用者負担額
1割負担	30円	27円	3 円
2割負担	30円	24円	6 円
3割負担	30円	21円	9円

⑩送迎が実施されない場合(片道) 基本料金から減額となります。

減額割合	減 額	保険給付減額	個人減額
1割負担	470円	-423円	-47円
2割負担	470円	-376円	- 94円
3割負担	470円	-329円	-141円

⑪介護職員処遇改善加算(I)

介護職員の安定的な確保を図るとともに、更なる資質向上への取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所に加算される。

所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数。加算率は5.9%

* ただし、利用者がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額を 一旦お支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除 く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成 されていない場合も償還払いとなります。なお、償還払いとなる場合、利用者が保険 給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付し ます。

②介護職員等ベースアップ等支援加算

処遇改善加算(I)~(Ⅲ)のいずれかを取得していること及び賃上げ効果の継続に資するよう、介護職員等のベースアップ等に使用している事業所に加算される。

所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定

通所型サービスの加算率は1.1%

8. 介護保険給付外サービス

○ 以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

種 類	内 容	利用料
食事サービス	栄養士の立てる献立表により、栄養と 利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。(食 事の材料や調理等に掛かる費用で昼食 代/お茶代/おやつ代を含む) *お食事を食べずに早退された場合、 又はご連絡無く利用されなかった場 合、お食事代はお支払いお願いします。	500円 食事の材料費や調理等に掛かる費用で昼食代/お茶代/おやっ代を含む金額となります。

項目	金額	備考
紙おむつ	100円	現物持参交換も受けます。
尿取りパット	50円	JJ
趣味活動材料費	実費	生け花や手芸など
複写物	10円/枚	

^{*} ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。 複写を必要とす る場合には上記金額をご負担いただきます。

介護予防 • 日常生活支援総合事業

第1号通所事業

(1) 第1号通所事業のサービスの基本利用料について

下記の利用料金表によって、サービス利用料金から保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払いいただきます。

基本料金 (送迎・入浴は基本単位に包括となります)

1割負担の場合

	//• I			
要介護区分	金額	保険給付額	利用者負担額	備考
事業対象者	16,720円	15,048円	1,672円	月額設定にて定額
要支援1	16,770円	15,048円	1,672円	月額設定にて定額
要支援 2	34,280円	30,852円	3,428円	月額設定にて定額

2割負担の場合

要介護区分	金額	保険給付額	利用者負担額	備考
事業対象者	16,720円	13,376円	3,344円	月額設定にて定額
要支援 1	16,720円	13,376円	3,344円	月額設定にて定額
要支援 2	34,280円	27,424円	6,856円	月額設定にて定額

3割負担の場合

要介護区分	金額	保険給付額	利用者負担額	備考
事業対象者	16,720円	11,704円	5,016円	月額設定にて定額
要支援 1	16,720円	11,709円	5,016円	月額設定にて定額
要支援 2	34,280円	23,996円	10,284円	月額設定にて定額

(2) 加算料金について

①運動機能向上加算(月額設定加算となります)

利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練を行い、心身の状態の維持または向上に資すると認められる運動機能向上サービスを行った場合に加算されます。

負担割合	金額	保険給付額	利用者負担額	備考
1割負担	2, 250	2, 025	2 2 5	月額設定にて定額
	円	円	円	
2割負担	2, 250	1, 800	4 5 0	月額設定にて定額
	円	円	円	
3割負担	2, 250	1,575円	6 7 5	月額設定にて定額
	円		円	

②サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(月額設定加算となります)

利用者に直接提供する職員のうち、介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が4割以上配置されている場合に加算されます。

負 担 割 合	要介護区分	金額	保険給付額	個人負担額
1割負担	事業対象者 要支援1	240円	216円	2 4円
	要支援2	480円	432円	48円
2割負担	事業対象者 要支援1	2 4 0	192円	48円
	要支援2	480円	384円	96円
3割負担	事業対象者 要支援1	2 4 0 円	168円	7 2円
	要支援 2	480円	3 3 6 円	144円

③介護職員処遇改善加算(I)

所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定

通所型サービスの加算率は5.9%

※第1号事業支給費等からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者 の負担額を変更いたします。

④介護職員等ベースアップ等支援加算

処遇改善加算(I)~(Ⅲ)のいずれかを取得していること及び賃上げ効果の継続に資するよう、介護職員等のベースアップ等に使用している事業所に加算される。

所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定 通所型サービスの加算率は1.1%

(3) 第1号通所事業対象外サービス

○以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

項目	金額	備考
食事の提供	栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の 身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を	500円 食事の材料費や調理等にかかる費用で昼食代/お茶代/おやつ代を含む。

項目	金額	備考
紙おむつ	100円	現物交換も受けます。
尿取りパット	50円	IJ
趣味活動材料費	実費	生け花や手芸など
複 写 物	10円/枚	

[※]ご契約者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できます。 複写を必要とする 場合は上記金額をご負担いただきます。